

【PET-CT 検査を申込み医師は下記をご確認ください。】

PET-CT 検査における健康保険の適用要件

※ 健康保険が適用できない場合は、検査ができません。

(1) 保険適用症例の選択基準

- ① 病理組織学的に悪性腫瘍と確認されている患者であること
- ② 上記が困難である場合には、臨床病歴、身体所見、PET あるいは PET-CT 以外の画像診断所見、腫瘍マーカー、臨床的経過観察などから、臨床的に高い蓋然性をもって悪性腫瘍と診断される患者であること

※ 蓋然性：ある事柄が起こる確実性や、ある事柄が真実として認められる確実性の度合い。確からしさ。

(2) 臨床的意義

- ① 治療前の病期診断
- ② 二段階治療を施行中の患者において、第一段階治療完了後の第二段階治療方針決定のための病期診断。たとえば、術前化学療法後、または、術前化学放射線治療後における術前の病期診断等
- ③ 転移・再発を疑う臨床的徴候、検査所見がある場合の診断
- ④ 手術、放射線治療などによる変形や瘢痕などのため他の方法では再発の有無が確認困難な場合
- ⑤ 経過観察などから治療が有効と思われるにもかかわらず他の画像診断等で腫瘍が残存しており、腫瘍が残存しているのか、肉芽・線維などの非腫瘍組織による残存腫瘍なのか、を鑑別する必要がある場合
- ⑥ 悪性リンパ腫の治療効果判定

【PET-CT 検査の保険適用が認められない事例】

- ① 癌の診断がついていない人
- ② 癌か分からないが高 CA19-9 血症，高 CEA 血症である
(腫瘍マーカーのみの場合)
- ③ 悪性リンパ腫疑い、肺癌疑い、原発不明癌の疑いなど
(疑い病名は適用外)
- ④ 不明熱である、熱源検索の目的である
- ⑤ 早期胃癌である (早期胃癌は悪性でも適応外)
- ⑥ 画像診断 (CT・MRI) が撮影されていない
- ⑦ 画像診断以外の検査によって精査がされていない
- ⑧ PET-CT 検査と同一月内にガリウムシンチグラフィが実施されている

